

改正後	改正前
<u>カード規定</u> 1. (カードの利用) (省略) ① (省略) ② (省略) ③ 当組合、<u>(削除)</u>提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合 ④ (省略) ⑤ (省略) ⑥ (省略) 2～16 (省略) 17. (規定の適用) (1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、貯蓄貯金規定、ならびに J Aカードローン取引約定書 <u>(削除)</u>（ただし、当組合と J Aカードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。 (2) <u>この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、</u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> (3) 前項<u>によるこの規定</u>の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、</u>公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。 以 上 <u>(2020年4月1日現在)</u>	<u>J Aキャッシュカード規定兼 J Aローンカード（キャッシュカード）規定</u> 1. (カードの利用) (省略) ① (省略) ② (省略) ③ 当組合、<u>一部</u>の提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合 ④ (省略) ⑤ (省略) ⑥ (省略) 2～16 (省略) 17. (規定の適用) (1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、貯蓄貯金規定、ならびに J Aカードローン取引約定書、<u>J Aカードローン利用規定</u>（ただし、当組合と J Aカードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。 (2) <u>(追加)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (3) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以 上 <u>(追加)</u>

改正後	改正前
<u>I Cカード規定</u> 1.（カードの利用） （1）（省略） ① （省略） ② （省略） ③ 当組合、<u>（削除）</u>提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合 ④ （省略） ⑤ （省略） ⑥ （省略） 2～16 （省略） 17.（規定の適用） （1）この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定、ならびにJ Aカードローン取引約定書 <u>（削除）</u>（ただし、当組合とJ Aカードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。 （2）<u>この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、</u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> （3）前項<u>によるこの規定</u>の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、</u>公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。 以 上 <u>（2020年4月1日現在）</u>	<u>I Cキャッシュカード規定</u> 1.（カードの利用） （1）（省略） ① （省略） ② （省略） ③ 当組合、<u>一部</u>の提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合 ④ （省略） ⑤ （省略） ⑥ （省略） 2～16 （省略） 17.（規定の適用） （1）この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定、ならびにJ Aカードローン取引約定書、<u>J Aカードローン利用規定</u>（ただし、当組合とJ Aカードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。 （2）<u>（追加）</u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> （3）前項 <u>（追加）</u>の変更は、<u>（追加）</u>公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。 以 上 <u>（追加）</u>

改正後	改正前
<u>法人用 I C カード規定</u> 1 ～ 1 6 （省略） 1 7．（規定の適用） （1）（省略） （2）<u>この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、</u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> （3）前項<u>によるこの規定</u>の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、</u>公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。 以　上 <u>（ 2 0 2 0 年 4 月 1 日 現 在 ）</u>	<u>法人用 I C キャッシュカード規定</u> 1 ～ 1 6 （省略） 1 7．（規定の適用） （1）（省略） （2）<u>（追加）</u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> （3）前項 <u>（追加）</u> の変更は、<u>（追加）</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。 以　上 <u>（追加）</u>

改正後	改正前
ＪＡカード（一体型）規定 1.（ＪＡカード（一体型）） （1）ＪＡカード（一体型）とは、当組合のＩＣキャッシュカード（ただし「<u>ＩＣカード規定</u>」所定の代理人カードは除くものとしします。）としての機能（「<u>ＩＣカード規定</u>」および「デビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下、「ＩＣキャッシュカード機能」といいます。）と、三菱ＵＦＪニコス株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「ＪＡカード（一体型）会員規約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を１枚で提供するカードのことをいうものとしします。なお、ＪＡカード（一体型）のカード券面には「ＪＡ　ＣＡＲＤ」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、クレジットカードの会員番号、有効期限およびＩＣキャッシュカードの貯金口座番号等が表示されるものとしします。 （2）ＪＡカード（一体型）は、「普通貯金規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」、「総合口座取引規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」のうちＪＡカード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座に関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）、「<u>ＩＣカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」、「ＪＡカード（一体型）会員規約」および「ＪＡカード（一体型）規定」（以下、「本規定」といいます。）を承認のうえ、当組合および当社所定の方法にて入会を申し込み、当組合および当社が認めた者（以下、「利用者」といいます。）に対し、１枚のみ発行されるものとしします。 （3）（省略） 2～3（省略） 4.（有効期限） （1）（省略） （2）（省略） （3）当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当組合が「<u>ＩＣカード規定</u>」および「デビットカード取引規定」により発行されるＩＣキャッシュカード（以下、「ＩＣキャッシュカード」といいます。）<u>（削除）</u>を発行し貸与するものとしします。 （4）（省略） （5）（省略） 5.（ＪＡカード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担） （1）～（4）（省略） （5）盗難・紛失により被る損害については、ＩＣキャッシュカード機能に関わる損害については「<u>ＩＣカード規定</u>」が、クレジットカード機能に関わる損害については「ＪＡカード（一体型）会員規約」がそれぞれ適用されるものとしします。 6.（省略） 7.（ＪＡカード（一体型）の機能分離等） （1）（省略） ①ＪＡカード（一体型）のＩＣキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、ＩＣキャッシュカード<u>（削除）</u>と「<u>ＮＩＣＯＳカード会員規約、ＪＡカード会員特約、ＪＡカード「個人情報の取扱いに関</u>	ＪＡカード（一体型）規定 1.（ＪＡカード（一体型）） （1）ＪＡカード（一体型）とは、当組合のＩＣキャッシュカード（ただし「<u>ＩＣキャッシュカード規定</u>」所定の代理人カードは除くものとしします。）としての機能（「<u>ＩＣキャッシュカード規定</u>」および「デビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下、「ＩＣキャッシュカード機能」といいます。）と、三菱ＵＦＪニコス株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「ＪＡカード（一体型）会員規約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を１枚で提供するカードのことをいうものとしします。なお、ＪＡカード（一体型）のカード券面には「ＪＡ　ＣＡＲＤ」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、クレジットカードの会員番号、有効期限およびＩＣキャッシュカードの貯金口座番号等が表示されるものとしします。 （2）ＪＡカード（一体型）は、「普通貯金規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」、「総合口座取引規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」のうちＪＡカード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座に関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）、「<u>ＩＣキャッシュカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」、「ＪＡカード（一体型）会員規約」および「ＪＡカード（一体型）規定」（以下、「本規定」といいます。）を承認のうえ、当組合および当社所定の方法にて入会を申し込み、当組合および当社が認めた者（以下、「利用者」といいます。）に対し、１枚のみ発行されるものとしします。 （3）（省略） 2～3（省略） 4.（有効期限） （1）（省略） （2）（省略） （3）当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当組合が「<u>ＩＣキャッシュカード規定</u>」および「デビットカード取引規定」により発行されるＩＣキャッシュカード（以下、「ＩＣキャッシュカード」といいます。）<u>またはＩＣチップを搭載していないキャッシュカード</u>を発行し貸与するものとしします。 （4）（省略） （5）（省略） 5.（ＪＡカード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担） （1）～（4）（省略） （5）盗難・紛失により被る損害については、ＩＣキャッシュカード機能に関わる損害については「<u>ＩＣキャッシュカード規定</u>」が、クレジットカード機能に関わる損害については「ＪＡカード（一体型）会員規約」がそれぞれ適用されるものとしします。 6.（省略） 7.（ＪＡカード（一体型）の機能分離等） （1）（省略） ①ＪＡカード（一体型）のＩＣキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、ＩＣキャッシュカード<u>またはＩＣチップを搭載していないキャッシュカード</u>と「<u>ＪＡカード会員規約</u>」により定められたク

改正後	改正前
<u>する特約」、ロードアシスタンスサービス規定」</u>により定められたクレジットカード機能のみを有する J Aカード（以下、「J Aカード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合 ② （省略） ③ （省略） ④ （省略） ⑤ （省略） ⑥ （省略） ⑦ （省略） (2) （省略） (3) 第 1 項のうち、①、③、⑤、⑥については、I C キャッシュカード <u>(削除)</u> を発行し貸与するものとします。 (4) （省略） 8. （省略） 9. （クレジットカード機能の利用停止等と返却） (1) （省略） (2) 当社が第 1 項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者は J Aカード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、J Aカード（一体型）を当社に返却後に、当組合は I C キャッシュカード <u>(削除)</u> 等当組合所定のカードを発行し貸与するものとします。 (3) 第 2 項の場合、新たに I C キャッシュカード <u>(削除)</u> が交付されるまでの間、利用者は I C キャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。 (4) （省略） 1 0. （省略） 1 1. （店舗統廃合） (1) 当組合が店舗統廃合を行った場合には、新たに J Aカード（一体型）もしくは I C キャッシュカード <u>(削除)</u>（以下、「店舗統廃合に伴う新カード」といいます。）を発行し貸与することがあります。 (2) （省略） (3) （省略） 1 2. （情報の管理および同意） (1) （省略） (2) 利用者は、J Aカード（一体型）の発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、当組合および当社で当該利用者の属性情報（当該利用者が当組合および当社に対し J Aカード（一体型）申込時に申込書等により届け出た情報および第 6 条に基づいて届け出た情報をさすものとします。）、J Aカード（一体型）の機能の全部または一部の利用の可否の判断に関わる当該利用者の情報（第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 2 項記載の事項、関連規定、「<u>I C カード規定</u>」、「デビットカード取引規定」または「J Aカード（一体型）会員規約」に違反した事実等）の共有がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。 (3) （省略）	レジットカード機能のみを有する J Aカード（以下、「J Aカード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合 ② （省略） ③ （省略） ④ （省略） ⑤ （省略） ⑥ （省略） ⑦ （省略） (2) （省略） (3) 第 1 項のうち、①、③、⑤、⑥については、I C キャッシュカード <u>または I C チップを搭載していないキャッシュカード</u> を発行し貸与するものとします。 (4) （省略） 8. （省略） 9. （クレジットカード機能の利用停止等と返却） (1) （省略） (2) 当社が第 1 項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者は J Aカード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、J Aカード（一体型）を当社に返却後に、当組合は I C キャッシュカード <u>または I C チップを搭載していないキャッシュカード</u> 等当組合所定のカードを発行し貸与するものとします。 (3) 第 2 項の場合、新たに I C キャッシュカード <u>または I C チップを搭載していないキャッシュカード</u> が交付されるまでの間、利用者は I C キャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。 (4) （省略） 1 0. （省略） 1 1. （店舗統廃合） (1) 当組合が店舗統廃合を行った場合には、新たに J Aカード（一体型）もしくは I C キャッシュカード <u>または I C チップを搭載していないキャッシュカード</u>（以下、「店舗統廃合に伴う新カード」といいます。）を発行し貸与することがあります。 (2) （省略） (3) （省略） 1 2. （情報の管理および同意） (1) （省略） (2) 利用者は、J Aカード（一体型）の発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、当組合および当社で当該利用者の属性情報（当該利用者が当組合および当社に対し J Aカード（一体型）申込時に申込書等により届け出た情報および第 6 条に基づいて届け出た情報をさすものとします。）、J Aカード（一体型）の機能の全部または一部の利用の可否の判断に関わる当該利用者の情報（第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 2 項記載の事項、関連規定、「<u>I C キャッシュカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」または「J Aカード（一体型）会員規約」に違反した事実等）の共有がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。 (3) （省略）

改正後	改正前
1 3.（規約および規定の準用） 「本規定」に特段の定めがない場合は、ＪＡカード（一体型）のＩＣキャッシュカード機能については関連規定、「<u>ＩＣカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」を、クレジットカード機能については「ＪＡカード（一体型）会員規約」を準用するものとします。 また、「本規定」と関連規定、「<u>ＩＣカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」または「ＪＡカード（一体型）会員規約」の内容が両立しない場合は、「本規定」が優先的に適用されるものとします。 1 4.（「本規定」の<u>変更</u>） <u>(1) 本規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> <u>(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> 以 上 <u>(2 0 2 0 年 4 月 1 日 現 在)</u>	1 3.（規約および規定の準用） 「本規定」に特段の定めがない場合は、ＪＡカード（一体型）のＩＣキャッシュカード機能については関連規定、「<u>ＩＣキャッシュカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」を、クレジットカード機能については「ＪＡカード（一体型）会員規約」を準用するものとします。 また、「本規定」と関連規定、「<u>ＩＣキャッシュカード規定</u>」、「デビットカード取引規定」または「ＪＡカード（一体型）会員規約」の内容が両立しない場合は、「本規定」が優先的に適用されるものとします。 1 4.（「本規定」の<u>改定</u>） <u>「本規定」が改定され、その改定内容を当組合および当社の所定の方法により、利用者に通知された後に、当該利用者がＪＡカード（一体型）を利用した時は、当該利用者はその改定を承認したものとみなします。</u> <u>(追加)</u> 以 上 <u>(追加)</u>

改正後	改正前
J A 法人キャッシュカード規定 1 ～ 1 6 （省略） 1 7 . （規定の適用） (1) （省略） (2) <u>この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、</u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> (3) 前項<u>によるこの規定</u>の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、</u>公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。 以 上 <u>(2 0 2 0 年 4 月 1 日 現 在)</u>	J A 法人キャッシュカード規定 1 ～ 1 6 （省略） 1 7 . （規定の適用） (1) （省略） (2) <u>(追加)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (3) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。 以 上 <u>(追加)</u>